

## 第4回 国内の労働分野における政策手段を用いた国際課題への対応に関する検討会

### 議事要旨

○日時：令和5年10月5日（木）10:00～11:00

○議題：関係者からのヒアリングについて

・中央労働災害防止協会

○議事要旨

(1) 中央労働災害防止協会

- 中央労働災害防止協会（以下「中災防」という。）からの主な説明内容は以下のとおり。
  - ・ 【SAKURA プロジェクト】現地日系企業の安全衛生担当者を招聘して安全衛生の取組について勉強してもらう機会や、中災防が現地の実地の現場で実践的な安全衛生のやり方を教えるという SAKURA プロジェクトを 2016 年から実施。
  - ・ 【情報交流会】海外進出拠点を持つ日本企業の本社向けに、情報交流会を実施。自社の安全衛生に関する工夫を紹介しつつ、企業間のネットワークを構築する場。日本のほか、本年はタイ、来年はベトナムでも実施予定。
  - ・ 【スマイルアジアセーフティプロジェクト】中災防の安全衛生の専門家がオンラインで現地の安全衛生の状況を確認した上で助言する取組や、安全衛生教育を企業の要望に応じて実施する取組を実施。
  - ・ 日本の中災防のような企業の安全衛生活動を支援する団体はアジア各国にもあり、東南アジア等を中心に 31 団体が加盟している APOSHO（アジア太平洋労働安全衛生機構）という組織がある。中災防では当該組織に加盟している。
  - ・ タイの安全衛生促進協会（SHAWPAT）と協力して令和7年にタイにおける安全衛生大会（現地日系企業向け情報交換会の拡大版）を計画中。
  - ・ 海外進出企業からは、日本人駐在員が少なく安全衛生に手が回らない、現地の法令情報などを得にくい、リスクアセスメントが実施されていない、国により安全に対する考え方に差がある、保護具の不使用や作業者が安全ルールを守らないといった課題がある、安全衛生に関する情報交換の場がない、本社からのコントロールが難しい、といった課題が寄せられている。
  
- 検討会構成員からの主な質問は以下のとおり。
  - ・ 中災防の取組はフォローアップも行われる点が大変良い。現地より日本の法令の安全基準の方が高い場合、日本の法令のレベルで安全対策を講じるメリットにつ

いて、どのように説明しているか。

(回答) 安全衛生に関しては、死にたくない、死なせたくないという普遍的な思いが存在すると思う。日本が対策を講じることになった過去の背景、その方策の効率性や実益を説明しつつ、手段を示せば浸透すると考える。

資料に第三者認証の取組と書かれているのは具体的に何か。また、各国進出企業の課題を把握する上で APOSHO の枠組みを役立てることができるだろうか。ビジネスと人権に関する企業の動きをどう見ているか。企業が取組に迷うような時こそ政府や行政のできることがあると思うがどうか。

(回答) 第三者認証としては、ISO 規格の労働安全衛生マネジメントシステムの認証を中災防で行っている。APOSHO では企業の課題調査などは行っていないが、日本の進出企業に関するものであれば必要に応じて現地の日本商工会議所の安全部会等に助力を仰ぐこともできると思う。ビジネスと人権に関する企業の意識は高まっているものの、企業単独では動きにくいという声もあり、上述のような安全衛生大会を構想しているところ。